

地方自治法及び地方自治法施行規則の改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 7 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町条例第 1 8 号

地方自治法及び地方自治法施行規則の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(白川町監査委員条例の一部改正)

第 1 条 白川町監査委員条例（平成 2 0 年白川町条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(請求又は要求による監査) 第 4 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項、第 9 8 条第 2 項、第 1 9 9 条第 6 項若しくは第 7 項、第 2 3 5 条の 2 第 2 項、第 2 4 2 条第 1 項若しくは第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 4 条において準用する場合を含む。）又は同法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による監査の請求又は要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第 4 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項、第 9 8 条第 2 項、第 1 9 9 条第 6 項若しくは第 7 項、第 2 3 5 条の 2 第 2 項、第 2 4 2 条第 1 項若しくは第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 4 条において準用する場合を含む。）又は同法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による監査の請求又は要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。

(白川町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 白川町簡易水道事業の設置等に関する条例（令和 5 年白川町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とす	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とす

改 正 後	改 正 前
る。	る。

(白川町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第3条 白川町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年白川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(登録) 第4条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。	(登録) 第4条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。